

企業勃興期における電気事業：千原文書を中心として

鳥巢，京一
櫛田神社博多歴史館：学芸員

<https://doi.org/10.15017/7344005>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 40, pp.19-34, 2025-03-25. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：



【論説】 企業勃興期における電気事業

——千原文書を中心として——

鳥 巢 京 一

1 はじめに

千原家は、周知の通り日田の掛屋として江戸時代を通じて資本を駆使したが、明治時代にはいるや炭田、養蚕伝習所、麦酒業等の事業をおこない、近代的な経営の方向を模索した。ついで、日田水電株式会社、日田鉄道会社、九州鉄道株式会社等に投資し、株主になつてゐる。⁽²⁾

ところで、千原家に関する論文は必ずしも少なくないが、明治期の同家の経営に関しては遠藤正男が若干ふれてゐるだけである。⁽³⁾

そこで、本稿ではその点に着目し、千原家の電気事業への模索とその意義を探つてみた。また、千原家の電気事業への進出を跡づけた。

2 千原家の電気事業への模索

1、千原家の電気事業への模索の時期について

千原家に現存する電気事業関連史料の上限は、明治二九（一八九六）

年である。すなわち、彦山電気鉄道に関する書類（「承認証明書并契約書」と、彦山水力電気鉄道用発電所設置に関する「諮問案」の二点である。つぎに明治二九年前後の電気鉄道の効能についてみよう。

明治二〇年代の電気鉄道の効能については、明治二九年三月二十七日付の「門司新報」によれば、以下の通りである。

「電気鉄道の効能は左の如くなりと報せり

一 京阪株主の勧誘に基き蒸気電気両鉄道の利害を考究し地形上彦山鉄道線路は電気鉄道の最も適当なるを認め且電気鉄道は普通蒸気鉄道に優るとの理由にて発起人総会の決議に依り変更願書書換をなすことに

決定

(一) 電気鉄道の蒸気鉄道と競争をなし能く営利的に勝を制する所以は電気鉄道は容易に速度を調整することを得且煤煙のため乗客に悪を
与ふること少なき事

(二) 電気鉄道は便宜に停車を得るを以て通行の際乗客の昇降自在なれば停車場の設置を要せず却て通過する所の各点を無数の停車場となすの便利ある事

(三) 電気鉄道は容易に坂路を昇降し且曲線を通行し得るの便利ある事

(四) 電気鉄道は蒸気鉄道の如く停車の多き為め無益の石炭と蒸気とを消費せず又動力分割のため大なる不経済を来たすことなきを以て必ずしも列車にて進行するの必要なが故に車毎に発車をなし乗客を以て長く待たしむる如き不便なき事

(五) 電気鉄道は第(二)に述べた如く駅路の沿道に於ける各点を無数の停車場となすが故に沿道に大なる便利を与ふる事

(六) 車台動揺の少なき事

(七) 坂路又は降雪の際と雖も進行の容易なる事

(八) 電気鉄道は費用甚低廉にして其建設及維持の容易なる事

(九) 彦山鉄道線路は筑後川、彦山川、今川其他の水力を利用し発電の

原動たらしむる事
(十) 速度最少速度より一時間数十哩の速度に達する迄自在に増減し得る事

因に記す、電気鉄道は欧米各国に於て已に実用的のものと認められたるのみならず従来に於いても亦甚多望なる事業たるの信用を博し□々平として進歩しつつあり、而して其進歩する毎に必要費用を節減し利便を増加せり、各国一般電気鉄道に投する資本は実に巨額にして殊に米国の如きは一昨年迄に該業に投じたる資本無慮四億弗に達せり」

すなわち、明治二五(一八九二)年、政府に対し敷設許可の促進を

図るために「電気鉄道期成同盟会」が組織されたり、同二八(一八九五)年、日本ではじめて電気鉄道事業を開業させた時期であった。⁽⁴⁾そうした電気鉄道事業をめぐる動きの中で、千原家は、電気事業参画に乗り出していくことになる。⁽⁵⁾

2、千原家の電気事業への動向

2-1 彦山鉄道の発起出願

つぎに明治二九(一八九六)年前後の彦山電気鉄道について述べる。

明治二九年二月一八日付の「門司新報」によれば、「彦山鉄道発起の出願 同鉄道は福岡、山口、大分の各県及び京都府の発起者五十六名の連署を以て兩三日前、郡役所を経て其筋に進達したり、線路は豊前国田川郡赤村字油須原駅則ち豊州鉄道停車場に起り同郡彦山村及び大分県日田郡小野、三花、豆田の各村を過ぎて隈町に至りて目下布設出願中なる南筑鉄道の終点たる停車場に接続するものにして其延長二十五哩に達し資本金は百五十万円とし之を五十円株三万株に分ち発起人に於て七千五百株を引受け残余二万二千五百株を広く公衆に募集する都合なるが主要なる貨物は木材、石炭、穀物等なり、同発起人は近日の内集会上運動委員を選定して上京せしむる由なり」と報じられているように、彦山鉄道は、油須原駅(田川郡)から隈町(日田郡)間で、資本金一五〇万円(五〇円株三万株)であった。

2-2 彦山鉄道の発起人総会

彦山鉄道は、同年三月二三日の発起人総会で、蒸気鉄道から電気鉄道に変更された。明治二九年三月二七日付の「門司新報」によれば、「彦山

鉄道の発起人総会（電気鉄道に変更す）同鉄道会社は去二十三日発起人総会を開き先般来上京の委員園田熊太郎氏運動の模様を報道していて電気鉄道に変更の議決をなし宴会に移り席上高千穂、園田其他諸氏順番の演説あり、各十二分の時を尽くし散会したり」とあり、彦山電気鉄道株式会社創立発起人高千穂宣磨（英彦山神宮宮司）や園田熊太郎（県会議員、田川石炭坑業会社設立発起人）らが同鉄道発起人総会で、電気鉄道に変更の議決をなしている⁶⁾。

2-1-3 発電所設置の承認について

当初内務省は電気馬車鉄道の設立発起申請については従来発起者の身元調査をせずに許可してきたが、今後はその身元調査をおこない、電気鉄道のように電気使用願ひ、電気事業出願の手続きにその水利権の許可証明書を添付するようになった⁷⁾。

次に彦山電気鉄道の動力源である電気をつくる水力発電所の所在地について探ってみよう。当初、彦山電気鉄道線路は、筑後川、彦山川、今川其他に隣接しているのので、「筑後川、彦山川、今川其他の水力を利用し発電」するとしていた。しかしながら、実地視察や実地査定などから筑後川上流水系が好都合ということになった。

そのため、彦山電気鉄道設立側は、まず大分県三隈川筋上流の「宮原川筋」（阿蘇郡北小国村）や「玖珠川筋」（玖珠郡北山田村等）の「承認証明書」を明治二十九年九月にはとりつけている。すなわち、その詳細は次の史料から明らかである。

「第一八四五号 承認証明書

今般緒方富哉外數十名ヨリ出願ニ係ル電気鉄道用其他之ノ伴フ諸般ノ興行發達ニ供スル為メ「宮原川筋」本村管内ニ関スル諸川并ニ「大瀧及土田瀧」等ニ於テ発電所設置ニ付河川利用ノ件
水利上差支ナキ限りハ使用スルコトヲ承認ス
右証明候也
明治二十九年九月四日
熊本県阿蘇郡北小国村長 上野寿格（印）

以下同文「」ノ分摘記ス

甲諸第三〇号

「玖珠川筋」三ヶ月瀧

明治二十九年九月一日 玖珠郡北山田村長 小幡範蔵（印）

甲諸第一〇二号

「玖珠川筋」「田野震動瀧同雌瀧及諸川」

同年九月三日 村長不在ニ付代理 玖珠郡飯田村助役 秋山楠夫（印）

甲諸第一二四号

「玖珠川筋」三ヶ月瀧杉川内下ノ寺瀧及男瀧女瀧等」

同年九月一日 玖珠郡万年村長 小松研治（印）

本史料の要点は次の通りである。

I 玖珠郡万年村が、「玖珠川筋」「三ヶ月瀧杉川内下ノ寺瀧及男瀧女瀧等」、玖珠郡飯田村が「玖珠川筋」「田野震動瀧同雌瀧及諸川」、玖珠郡北山田村が「玖珠川筋」「三ヶ月瀧」を彦山電気鉄道用等の発電所設置で河川利用することを承認している。

II 阿蘇郡北小国村が、「宮原川筋」「大瀧及土田瀧」等において発電所設置で同利用を承認している。

ついで、さらに立地的条件などから大分県三隈川筋川と決定されると、すぐさま日田郡長は、同水系の村々に対し彦山水力電気鉄道その他の同水系川水使用上の差障りの有無について、村会の議決を諮問している。

明治二十九年一〇月の「彦山水力電気鉄道用発電所設置に関する諮問案」⁹⁾によれば、「諮問案 福岡県田川郡彦山村高千穂宣磨、福井善平、園田熊太郎外数名発起ニ係ル彦山水力電気鉄道用其他之二件フ諸般ノ興業発達ニ供スル為メ三隈川筋川水使用上差支ノ有無日田郡長諮問ノ件ニ対シ対岸五和村ニ於テ水利上差支無之旨村会ノ議決ヲ与ヘタル趣ニ依リ本村内ニ於テ水利上差支ノ有無ヲ諮問ス 明治二十九年十月二十三日提出 光岡村長長野直恕」とあるように、「川流域本村内ニ発電所設置ニ付河水使用上差支ノ有無(承認)証明」書が提出されている。

2-1-4 日田郡と発電所設置

次に日田郡と発電所設置について紙幅を割くことにする。

〔明治二十九年〕発電所設置に関して案文¹⁰⁾によれば、次のように記されている。

「発電所設置ノ為メニ三隈川ノ水量ヲ要スルノ結果ハ水位ノ変動ヲ生ジ一朝洪水若クハ旱魃来ルアレバ河岸ノ村落ハ必ズ其ノ害ヲ蒙ムルヲ遁レズ、而シテ本村ノ如キハ発電所設置ノ根拠地タレバ其害蒙ムルコトモ早急ニシテ且ツ大ナルハ論ヲ待タズ、関ニ洪水若クハ旱魃ノ時ノミニ止マラズ、平時ト雖モ田圃ノ灌漑ニ供スルヲ以テ水位ノ変動ハ施キテ水量供給ノ異

同ヲ来タスマヤ明ナリ故ニ発電所設置ニ伴フノ災害ヲ予防スルニ非ズレバ到底河岸村落□□本村ノ其害ハ堵ニ安ニズル能ハズ、左ノ理由ニ依リ当村ハ・・・三隈川ノ水量ヲ何某何村名ノ発起モ係ル水力電気鉄道用其他ニ伴フ諸般ノ興業ニ使用セシムルハ水利上ニ大害アルモノト決議ス、右及答申候也

為致灌漑、喰用水、水害」

水力電気鉄道用等用ための発電所設置が許可されたら、三隈川の水量は変動し、洪水若しくは旱魃などが起こり、河岸の村落は損害を被るの
で「水利上に大害あるものと決議す」と答申しようというのである。

また、日田鉄道創立委員である千原藤一郎が益永忠雄から受け取った
(明治二十九年)九月一日付の「書簡」¹¹⁾によれば、「拜啓仕候、彦山水力電気鉄道委員園田熊太郎列ヨリ日田鉄道委員ニ交渉有之候ニ付昨夕隈町役場ニ郡長、森、大藏、樋口、佐藤、横尾、松本、桑野、迂生ノ九名集会仕リ日田鉄道ヲ代表シテハ何トモ返答仕兼候へ共日田人トシテハ考証ニ応ジ可申候トノ説有之結局電報ヲ以テ尊君ノ御意見御伺申候事、尤モ該線改ハ宝珠山通りニ変更シ隈町ヨリ小野村ニ支線ヲ敷ク由、其路線ニシテ日田鉄道ニ関係スル処ハ日田鉄道株式会社ニ更ニ交渉有之度、吾々日田人トシテハ兎毛角当地ニ起ル事業ニ付株式加入ノ儀ハ彦電仮免状ヲ得タル上証拠金払込可申候、仮免状ヲ得ザレバ日田人ノ賛成ヲ求ムルノ必要モ有之間敷ク」と書かれているように、彦山水力電気鉄道の路線が、日田鉄道の路線に関係するので、同水力電気鉄道仮免状下付後は日田人の賛同を求めたいとしている。

なお、彦山水力電気鉄道発起人惣代園田熊太郎・緒方富哉は、日田郡発起

人物代森甚左衛門、大倉伊平二、益永忠雄、佐藤善助と同鉄道発起株二五〇〇株を引き受ける契約をしている。¹²⁾日田郡の森甚左衛門らが出資に応じる契約を交わしたのは、出資の報酬もあろうが彦山電気鉄道の諸事情を把握するためだったとも考えられよう。

215 久留米電気鉄道株式会社の発起

明治二九（一八九六）年九月一〇日、彦山水力電気鉄道の創立関係者は、発電所の電気の余り分を利用して久留米電気鉄道株式会社の設立を出願した。

「久留米電気鉄道の設立出願 二十三名

久留米電気鉄道株式会社は愈々田川郡彦山村福井善平氏（田川郡彦山村）愈々田川郡彦山村福井善平氏（田川郡彦山村）外二十二名の連署を以て、創立認可の申請書を昨日其筋へ提出したり、同鉄道は筑後国久留米市を基点とし九州鉄道停車場内より同鉄道線路に接続し、三井郡国分村、（同郡）御井町、（同郡）山川村、（同郡）山本村等を経て（同郡）善導寺に至る八哩間に鉄道を敷設するにして、資本金総額は二十五万円、之を五千株に分ち一株金五十円とす、同社は福岡県博多に設置する筈なり、同鉄道の発起人氏名及び引受株数は左の如し

五百株 福井善平 園田熊太郎
三百株 吉田公正 緒方富哉 長田義陽
百五十株 千賀 環
百株 佐々木正蔵 井手茂衛門 入江逸馬
同 戸渡義一 藤 一衛 宮崎吉富

同 新貝芳三郎 後藤熊五郎 岡 茂平
五十株 溝部信孝 高瀬庫太 熊谷治平
同 早川三治 後藤善文 石野右膳
同 佐藤源之助 桑原 信¹³⁾

この史料は、久留米電気鉄道株式会社の発起人氏名（二三名）と引き受け株数を記したものである。同鉄道は、資本金総額二十五万円（一株五〇円、五〇〇〇株）で、久留米市を基点とし、三井郡国分寺、同山本を経て善導寺に至る区間であった。同会社の発起人を一瞥すると、福井善平（田川郡彦山村）、園田熊太郎（田川郡津野村）が五百株、緒方富哉（田川郡彦山村）、吉田公正（同郡彦山村）、長田義陽（同郡彦山村）が三百株と引受株数が多いことがわかる。このことは、大口の株引受人らは、彦山電気鉄道創立関係者らであり、同電気鉄道用発電所の余った電気を利用しようとしていたことは明らかである。

明治二九年一月一九日、福岡市東中洲の青柳方において久留米電気鉄道の創立委員会を開催している。¹⁴⁾しかし、久留米電気鉄道株式会社設立の有無についての詳細な史料は、残念ながら残っていない。

216 彦山電気鉄道の却下

明治三一（一八九八）年六月二四日、鉄道局で鉄道会議がおこなわれた。

「●鉄道会議

鉄道会議は去二十四日一時より鉄道局に於て前回に引続き議事を開き先

に特別委員に附託し調査せしめたる結果に就て委員の報告あり、異議なく報告通り可決せしが即ち筑豊炭田地方鉄道布設線中委員会審議の結果は如左

一博多湾鉄道株式会社線の線路は原案に許可しある外奈多より天削田村金

辺鉄道会社線路接続点にて及同線中長井鶴より植木に至る間を許可す

一若宮鉄道株式会社の出願線を卸す

一津屋崎鉄道株式会社の出願中津屋崎港より大分に至る間を許可す

一嘉穂鉄道株式会社の出願全線を許可す

右の外私設鉄道会社に対しては尽く原案通り可否を決し仮免状下付、延長線許可及却下せられたる鉄道左の如し

▲仮免状下付の分

若松鉄道 博多湾鉄道 津屋崎鉄道 遠鞍鉄道 東筑炭田鉄道

豊州運炭鉄道 嘉穂鉄道 城南鉄道

▲延長線許可の分

東武鉄道〔千住⇨本所⇨深川⇨越中島〕

九州鉄道〔福岡県鞍手郡西川村⇨室木、鯉田⇨熊田村字山田、戸畑⇨津

屋崎、博多⇨伊万里⇨船越、海鳥〕

▲却下の分

筑肥 福博 棧橋 鳥栖 米ノ山 遠賀 筑東

宮田 直方 宮地 福岡 赤洞 筑前 嘉穂炭

田川 幸袋 小石原 洞海 今井 企救 北豊

八幡 芦屋 北筑 西国 鎮西 劔 本月

彦山電気 添田 碓井 三筑 長尾 筑前興業

▲延長線却下の分

中武鉄道の部 二件 九州鉄道の分 四件
右にて今回の鉄道会議は全部結了せるを以て閉会を告げ同議員は末松通
信大臣の慰労会に臨席せりといふ¹⁵⁾

この史料は、明治三一年六月二四日、「鉄道会議」の審議結果であるが、「彦山電気」鉄道は却下されていることがわかる。そこで日田の資産家たちが日田水電株式会社設立に向けた協議をおこなっていくことになる。

3 千原家の電気事業への進出

1、日田水電株式会社

明治二四（一八九一）年に熊本電灯株式会社の開業ではじまった九州地方の電気事業は、その後次第に他の地域にも広がった。水力発電が限定的だったのは、当時の送電技術では近距離に限定されていたからといわれている¹⁶⁾。時を同じくして、先述のように彦山電気鉄道が却下されたことで俄かに日田の資産家たちの中に水力発電所設置の動きがあらわれてきている¹⁷⁾。

明治三三（一九〇〇）年、日田水電株式会社（以下、「日田水電」とする）が設立され、筑後川上流の同水電の関係者（取締役千原藤一郎、監査役佐藤善助、森千蔵、横尾忠右衛門ら）と同水電の技術的後援者である芝浦製作所（とくに同所専務大田黒重五郎、同所技師長岸敬二郎が中心となり）水力発電開発を計画した¹⁸⁾。もっとも、千原藤一郎が日田水電に実際にどれだけ出資したかについては、史料がないのでわからない。

日田水電創立の事情は、「明治三十二年七月六日三井鉱山合名会社支店芝浦製作所より日田水電工業株式会社宛、受取証」によれば、次の如くである。

「受取証

一 金二千五百円也

諸器械 手付金

但明治年月日請求書之通

右正ニ受取候也

明治三十二年七月六日

東京市芝区金杉新浜町一番地

三井鉱山合名会社支店

芝浦製作所(印)

電話新橋五十三番

同三百五十番

日田水電工業株式会社御中¹⁹⁾

すなわち、明治三二(一八九九)年七月六日に、日田水電は三井鉱山合名会社支店芝浦製作所に発電所の諸器械を発注している。このように日田水電設立の経過は、まず諸器械の発注からはじまった。

こうして明治三四(一九〇一)年一〇月に第一発電所が竣工し、日田水電は開業した。その供給区域は、当初大分県日田郡、福岡県浮羽郡(吉井町、田主丸町)であったが、朝倉郡(甘木町、杷木町など)、久留米電灯にも電力を供給するようになっていくことになる。²⁰⁾

2、日田水電の拡張工事

その後長距離・高圧送電技術が発達してくると、山間部の水力発電所から市街地へと高圧送電するという新システムがでてくる。すると、久留米電灯株式会社は、自社発電所の建設を取りやめ、先に開業していた日田水電からの働きかけもあり、日田水電からの受電を選択し、明治三七(一九〇四)年一二月に同社と受電契約を締結した。では、日田水電がその後いかにして拡張工事を展開したか跡づける。ここで少々長いが、「日田水電拡張工事設計概略」の全文を引用し、日田水電拡張工事について概観したい。

「日田水電拡張工事設計概略

三井鉱山合名会社芝浦製作所

工学士 岸 敬二郎

一 落差 五拾尺

当時落差式拾四尺ナレトモ現今ノ発電所ノ隣下流ニ当リ穴ヲ掘リ穴ノ底ニ縦軸タービン水車ヲ置キ水車軸ノ上端ニ縦軸三相交流発電機ヲ直結ス、然ラハ別ニ水路費ヲ要セスシテ落差ニ倍以上トナリ且帯皮ヲ要セスシテ能率高キヲ得由テ壱分間四千八百立方呎ヲ加フレハ三百五拾実馬力ヲ得ベシ、縦軸水車ヲ用ヒタル理由ハ落差ヲ増シ得ルト発電機ヲ高キ位置ニ据付得ル便利アルヲ以テナリ由テ洪水ノ際モ発電機ニ浸水セズ其間多少ノ電圧降下ヲ忍ベハ運転ヲ中止スルヲナシ
現今ノ水路ハ大キク造リアルヲ以テ現在ノ水量ノ上ニ更ニ四千八百立方呎ノ水ヲ入ルルモ別ニ工事ヲ要セス

一 水車 落差五拾尺 水量一分間四千八百立方呎

回轉數三百六拾 馬力三百五拾

一 發電機 二百參拾キロワット 六拾サイクル 極數式拾

電磁回轉形 電圧二千二百ヴォルト

一 変圧器

發電所内百拾キロワットステップアップ変圧器三個ヲ置ク、其内一個ハ予備ナリ

吉井変圧所内二拾キロワットステップダウン変圧器三個ヲ置ク、其内

一個ハ予備ナリ

電圧壹万壹千ヴォルトヨリ百式拾ヴォルトニ低下セシメ低圧ヲ以テ配電ス

田主丸変圧所ニハ七キロ半ワットステップダウン変圧器三個置ク、其内一個ハ予備ナリ

電圧壹万〇八百ヴォルトヨリ百式拾ヴォルトニ低下セシメ低圧ヲ以テ配電ス

久留米変圧所ニハ八拾キロワットステップダウン変圧器三個置ク、其内一個ハ予備ナリ

電圧壹万ヴォルトヨリ式千百ヴォルトニ低下シ高圧ヲ以テ配電スルモノトス

一 送電線 米四番硬引銅線ヲ使用ス、距離凡ソ式拾壹哩

久留米電灯工費概算

久留米配電所用品 金五千六百元

八拾キロワットステップダウン変圧器 參個（内一個ハ予備）

但 拾燭光四千灯ノ準備

特別高圧配電板 一組

高圧配電板 一組

電灯線及電灯器具 金貳万壹千円

市内及屋内電線器具三千灯分

電話器及電話線 金貳百円

拾式番銅線 壹万尺

電話器及附属品 一組

家屋建築費 金壹千貳百円

配電所一棟、社宅一棟、建坪三拾坪

運搬費 金八百円

予備費 金千貳百円

合計金參万円

久留米電力使用設備費

一 電動機設備費 金壹万円

精米用電動機 五馬力三台及線路

製粉用同 拾馬力一台及線路

機械用同 五馬力三台及線路

印刷用同 五馬力二台及線路

久留米電灯營業費収支予算

収入ノ部

電灯点火料 三千灯 金貳万七千円

但 拾燭光、拾六燭光 二十四燭光 三十二燭光取交

拾燭光換算一ヶ月七拾五錢 十二ヶ月分

合計金貳万七千円

支出ノ部

電力料 三千灯 金壹万八千円

但拾燭光、十六燭光 二十四燭光 三十二燭光取交

拾燭光換算一ヶ月五拾錢 十二ヶ月分(馬力百五十馬力 一馬力

一ヶ月拾円)

營業費 金貳千五百円

但 金參百円 重役報酬

金九百六拾円 支配人、主任技術者、事務員、集金方各一名

(一名平均年額二百四拾円)

金四百八拾円 工夫長一名、工夫二名 小使一名

(一名平均年額百貳拾円)

金百貳拾円 線路修繕費

金參百拾六円 電球補充其他

金九拾六円 帳簿薪炭其他

金貳百四拾円 納税

金八拾八円 予備費

合計金貳万五百円

差引金六千五百円(純益)

資本金參万圓ニ対シ年式割一分三三余

久留米電力使用収支予算

収入ノ部

電力使用料 金參千六百円

但 精米、製粉、機械、印刷等応用 一馬力一ヶ月六円 十二ヶ月分

電動機貸料 五十馬力 金壹千八百円

但一馬力一ヶ月三元

合計金五千四百円

支出ノ部

電力料 五十馬力 金貳千四百円

但 一馬力一ヶ月四円ツツ日田水電ニ支払フ

營業費 金五百円

合計金貳千九百円

差引純益金貳千五百円

資本金壹萬圓ニ対シ年式割五分⁽²⁾

本史料の要点は左記の通りである。

I 発電所内に水車(タービン)は三五〇馬力を一台、発電機は二三〇

キロワットを一台、一一〇キロワットステップアップ変圧器三個を

設置する。

II 吉井変圧所に一〇キロワットステップアップ変圧器三個、田主丸変

圧所に七半キロワットステップアップ変圧器三個、久留米変圧所に

八〇キロワットステップアップ変圧器三個設置するとしている。

III 明治三七(一九〇四)年に受電契約を締結した久留米電灯株式会社

に関する工費概算は、総額三万円である。その内訳は、久留米配電

所用品が五六〇〇円、電灯線及び電灯器具が二一〇〇〇円、電話機

及び電話線が二〇〇〇円、家屋建築費が一二〇〇円、運搬費が八〇〇

円で、残高一二〇〇円が予備費であった。なお、本史料で注目すべきことは、電灯数は三〇〇〇灯のほかに、従来水車による精米や製粉などが、それぞれ専用の電動機が登場していることである。つまり、明治三七年前後になると、電力による精米（五馬力電動機が三台）、製粉（一〇馬力電動機が一台）、機械（五馬力電動機が三台）、印刷（五馬力電動機が二台）という具合に電化の波が押し寄せてきたことが理解できよう。

次に明治四〇（一九〇七）年ころの「日田水電営業費収支予算」について考察しよう。明治以降（明治三八年）「日田水電拡張工費概算」²²によれば、以下の通りである。

「日田水電営業費収支予算

収入ノ部

久留米電力料 三千灯分 金壹万八千円
 但拾燭光換算一ヶ月五拾銭 十二ヶ月分（馬力百五拾馬力、一馬力月拾円）
 吉井田主丸電灯料 一千灯分 金九千円
 但拾燭光換算一ヶ月七拾五銭 十二ヶ月分
 久留米電力使用料 五十馬力分 金貳千四百円
 但一馬力一ヶ月四円
 合計金貳万九千四百円

支出ノ部
 営業費 金參千六百円也
 但 金參百円 重役報酬増加

金千貳百六拾円 主任技術者一名、事務員三名、増給及集金方

二名、技手一名増加都合七名（一名平均年額百八十円）

金四百八拾円 工夫長一名、工夫三名（一名平均年額百貳拾

円）

金七百貳拾円 線路修繕費

金貳百拾六円 電球補充費及油等

金九拾六円 帳簿薪炭油其他

金貳百四拾円 納税

金百八拾円 旅費

金百八円 予備費

優先権利息 金九千五百円

資本金九万五千元 年壹割

合計金壹万參千円

差引純益金 壹万六千參百円

旧資本金拾万円、新資本金九万五千元ニ対シ年八分三厘五毛余即チ

旧株百円ニ付在来ノ配当年五朱五厘トシ合計一割三歩八厘五毛余ト

ナリ新株ハ優先権利息トモ一割八分三厘五毛余トナル」

明治四〇年前後の日田水電の総収入額は二九四〇〇円であった。その内訳をみると、吉井・田主丸の電灯料（二〇〇〇灯分）が九〇〇〇円、久留米の電灯料（三〇〇〇灯分）が一八〇〇〇円、久留米電力使用料が二四〇〇円であった。それに対して総支出額は、一三〇〇〇円（営業費三六〇〇円、資本金の優先権利息九五〇〇円）で、純益金が一六三〇〇

円としている。

3、久留米電灯株式会社

明治三七（一九〇四）年二月、石田瑞穂（明治三二年久留米市長）²³、永岡幾兵衛（呉服太物商）、高崎新三郎（呉服太物商）、山本八平、古賀勝次らが創立發起人となり、国武喜次郎（久留米絛商）、本村庄平（久留米絛商）、星野源三郎（呉服太物商）らが加わり、同三八（一九〇五）年二月二三日、久留米電灯株式会社が創立された。明治四〇（一九〇七）年六月、日田水電が建設していた水力発電所（出力三三〇キロワット）が完成し、同年七月一五日より久留米電灯は久留米市内での供給を開始した。

開業当時の久留米電灯の事業は、需要家数六一二戸、電灯数二八五〇灯と小規模だった²⁴。

同四一（一九〇八）年、動力用電力の供給も開始したこともあり、久留米電灯は間もなく電力の供給不足となった。久留米電灯は、同四三（一九一〇）年には供給力の増強にあわせて事業を拡張した。翌（一九一一）年には需要家数三一六八戸、電灯数は九四一四灯と九〇〇〇灯を超えるまでに発展している²⁵。

同年一二月二四日には、電気卸売料金の値下げ交渉の過程で、日田水電と久留米電灯とが合併する旨の合併条件に関する覚書が両社の間で取り交わされた。

ところがその後、明治四四（一九一一）年一月に開催の久留米電灯の臨時株主総会で、日田水電との合併条件覚書が正式に取消された。つい二月の株主総会で役員改選が行なわれ、九州水力電気の経営首脳部が

久留米電灯の役員に就任し、同水力電気の傘下に入った²⁶。

4、九州水力電気株式会社

明治四四（一九一一）年一月に九州水力電気の「企業目論見書」作成されると、日田水電は九州水力電気との合併を株主総会で承認する²⁷。

なお、同年二月、この「企業目論見書」に関して日田郡日田町をはじめ一九ヵ町村長は、大分県知事千葉貞幹に対して、「九州水力電気株式会社創立ニ関スル上申書」²⁸を提出している。この「上申書」によれば、日田郡は「耕地僅少ニシテ其大部分ハ山岳ノ蔽フ所ニ候、従テ古来郡内殖林ノ事業盛ンニ行ハレ材木ノ輸出ハ実ニ日田郡経済ノ大動脈」であり、九州水力電気株式会社が「本郡夜明村字関ニ於テ水平面上三十五尺ノ堰堤ヲ築キ河川ヲ横断セラルルカ如キコトアランカ、天与ノ運輸機関ハ茲ニ全ク杜絶セラレ林業上一大頓挫ヲ来シ郡ハ殆ント其生産ノ生命ヲ失フ」というのである。また、この堰堤は、日田郡の名産である香魚の「魚道ヲ杜絶スルモノト存候、尤モ魚梯ヲ設クルノ途ハ有之ヘクモ元来魚梯ハ自然ニ魚道ヲ杜絶セル懸崖又ハ激流ニ対シ設置スルモノニ有之自ラ魚道ヲ閉塞シナガラ魚梯ヲ設ケテ閉塞セサルト同一ノ結果ヲ見ル」としている。しかし、この「上申書」の有効の有無についての詳細な史料は、管見の限り見つからない。

同年四月五日、はやばやと九州水力電気が創立総会で承認され発足することになる。そうして九州水力電気は、大正四（一九一五）年から中小事業者を統合していくことになる。ちなみに、同社は日田水電の全株式（五〇〇〇株、二五万円払込済）を四四万八九四四円で取得し、九州水力電気は日田水電を完全子会社化した²⁹。このように、株を高値で買取つ

でもらった日田水電の株主たちは、九州水力電気の大株主となって引き続き電気事業への投資をおこなっていくことになる。

4 むすびにかえて

千原家の電気事業への出資は、彦山水力電気鉄道の動向に刺激を受けるといふ形ではじめられた。³⁰⁾すなわち、千原家は、電気鉄道の展開を背景にして、電気事業ブームを迎えた明治三〇年初頭に日田水電に対して資金を拠出してゐる。千原家にとっては、電気事業もつねづね模索しつつあった近代経営の一つの方向として、実現したものである。

なお、本稿執筆の副産物であるが、久留米電灯株式会社の実態を千原文書その他傍証史料でつかむことができた。つまり、久留米電灯は日田水電からの受電で三〇〇〇灯分(電灯料)と電動機九台(電力使用料分)で開始している。³¹⁾これは、明治三七年前後になると、水力から電力による精米や製粉という具合に事実上の電化の波が押し寄せてきていたと考えることができよう。

注

- (1) 千原家を分析検討された研究には、遠藤正男「日田金の研究」(『日本近世商業資本発達史論』)、同家の地主経営を分析した安藤保「日田金の基礎的研究(上、中、下)」(『東海大学紀要文学部第二十四、二十五、二十六輯』)等がある。その他、千原家の「店卸帳」を分析した楠本美智子「日田・千原家の経営とその推移」(『九州文化史研究所紀要』第二十五号)がある。

また、木村忠夫は千原文書研究の根幹となると思われる「千原幸右衛門日記」(『九州文化史研究所紀要』第十七号)を紹介している。

- (2) 千原家は遠藤正男(前掲『日本近世商業資本発達史論』一五〇―一五一頁)がつとに紹介しているように、筑後の有力国人蒲池氏の一族で、天正年間には筑後国御井郡千原村に住し、千原姓を名乗っている。その後、慶長年間に日田郡城内村に移り、農業を営み、そのかたわら油・醬油の製造ならびに販売をおこない、資本を蓄積するのに成功した。ついで元禄年間、千原家は酒をはじめとする醸造業に本業をうつし、資本を増加させた。同家は、天明三年に日田郡代より掛屋に任命される(前掲楠本「日田・千原家の経営とその推移」二九五頁、三二二頁)。

明治にはいるやすぐさま千原家は、炭田、釧路木挽所、養蚕伝習所、麦酒業等の諸事業を展開し、近代的経営の方向性を模索した。ついで同家は、日田水電株式会社、日田鉄道会社、九州鉄道株式会社、南満州鉄道株式会社、山陽鉄道株式会社、成田鉄道株式会社等に投資し、株主になっている(千原文書)。

なお、千原氏は、次のような諸会社の役員を歴任している。

- 日田銀行取締役、日田水電株式会社取締役、南豊鉄道取締役、日田鉄道創立委員、西州鉄道創立委員、九州東南鉄道創立委員、鎮西鉄道創立委員等(東定宣昌「明治中期九州地方の電気業」(『経済学研究』第四一卷第一号)、「日田鉄道創立委員会協議議決」(千原文書一三二二六)、「南豊鉄道発起株募集名簿」(千原文書一三六七九)、このほか、千原文書の銀行、運輸、通信、株・公債関係資料を参照されたい。

- (3) 前掲「日田金研究」。

- (4) 青木栄一「都市化の進展と鉄道技術の導入」(『国連大学人間と社会の開発プログラム研究報告』一九八二年、デジタルアーカイブス「日本の経験を伝える」)。

(5) 「九州の三熱」について、明治二八年二月二五日付「門司新報」によれば、「九州の三熱 九州に三熱あり、曰く鉄道熱、曰く築港熱、曰く土地熱の三とす、三熱何れもマリア熱の如く、インフルエンザの熱の如く、皆な百度以上に昇騰して今や將に其の頂点に達せんとするものの如し」とあり、「鉄道熱」、「築港熱」、「土地熱」であった。

(6) 澁沢栄一、大倉喜八郎、井上保次郎らと親交があった、彦山出身である太田小三郎が、彦山電気鉄道設立に寄与しようとしていたことは明らかである（明治二九年六月三日付「門司新報」）。

(7) 電気事業出願の手続きについては、「明治二九年一〇月二八日付門司新報」によれば、以下の通りである。

「電気事業出願の手続

会社発起出願には発起者の身元資産調査をなすの例規あれども軌道条例に由りて敷設の権を得る電気馬車鉄道の如きは会社企業申請の前第一に此敷設権を得るがため内務省へ出願するものなれば内務省はこの敷設権を与ふるにつきては別に其発起者の身元調べ等をなさずして拒否を指令なし来りしがため往々實際敷設をなす力なきもの此権を占有なす如きものにて甚だ都合なればとて今回は其手段を改め内務省はこの出願と同時に府県知事に照会して其発起者の身元調査をなす例規に改めたりと、又これと同じく従来電気条例に由りて電気使用願をなすものは其筋にては別に其電気水利に就きては調査をせず出願の俛に許否の指令をなす来り、然るに往々地方等には已に其の水利権だけは先願許可を得たるものありて電気使用願は此の者へ許可ざるに至りて双方の間種々の紛議を生ぜしも尠なからず由りて今回此手続をも改正し電気使用願には必らず其水利権許可の証明を添へざれば許可されざる事になりしとうふ、起業家は中央にあり水利権は地方の手にありなどよりの衝突は何とか調和せねば今後は其許可を得べからざる次第となれり」

とあり、電気事業の会社発起者は「電気使用願い」には、その「水利権許可証明書」の添付が必要であることが確認できる。

(8) 「明治二九年一〇月彦山水力電気鉄道用発電所設置に関する諮問案」（千原家九五一一）。

(9) 「明治二九年九月五日彦山電気鉄道に關して承認証明書并契約書」（千原家六三五二）。

(10) 「発電所設置に関する案文」（千原家九四九〇）。

(11) 「明治以降九月一日、益永忠雄より千原藤二郎宛書簡、彦山電気鉄道二付」（千原家二六四〇）。

(12) 「契約書

今般彦山電気鉄道発起人惣代園田熊太郎・緒方富哉ト同鉄道発起株二千五百株引受ノ件ニ付、日田郡発起人惣代森甚左衛門・大蔵伊平二・益永忠雄・佐藤善助ト契約スルコト左ノ如シ

一 此発起二千五百株ニ対スル証拠金払込ハ双方合意ノ上仮免許状下付ノ後チ払込ムベキト

但 証拠金払込前ト雖モ発起株ノ権利ヲ付スベキト

一 前項発起人記名調印ノ義ハ総代森甚左衛門・大蔵伊平二・益永忠雄・佐藤善助手元ニ取纏メ次第交付スベキト

右合意契約ノ上双方違背ナキ為メ夫々惣代連署ノ証書ニ通ヲ製シ各一通ヲ所有スルモノ也

福岡県田川郡津船村

彦山電気鉄道発起人惣代 園田熊太郎

同 彦山村

同 緒方富哉

同 大分県日田郡隈町（発起人惣代）森甚左衛門

同 大蔵伊平二

同 益永忠雄
同 佐藤善助

〔契約書〕千原家六三五一

(13) 明治二九年九月一日付「門司新報」。

(14) 明治二九年一月一日付「門司新報」によれば、以下の通りである。

「久留米電気鉄道創立委員会

来る十九日午後三時より福岡東中洲青柳方に於て創立委員会を開き諸般の協議をなす由」

(15) 明治三二年六月二八日付「門司新報」。

(16) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年)二六一―三二一頁。

(17) 日田水電の設立計画は、「二八九九年六月、竹田水電の動きに刺激を受け」と指摘している(九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年)四六頁)。

(18) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年)四六一―四七二頁。
また、取締役、監査役等役員氏名については、「明治三二―三三年日田水電株式会社関係書類」(千原家一三六六四)を参照されたい。

次の史料は、「明治三三年九月三日日田水電株式会社監査役佐藤善助ほかより取締役千原藤一郎宛、預り証」(株式第一号から第二〇号迄二〇株)である。

「預り証

日田水電株式会社

株式第壹号ヨリ第式拾号迄式拾株

右株式八定款第式拾参条ニ仍り供託相成正ニ預り置候也

但此預り証ハ融通ヲ禁止ス

日田水電株式会社

監査役 佐藤 善助

同 森 千蔵(印)

同 横尾忠右衛門(印)

取締役 千原藤一郎殿

また、本史料から明治三三年六月三日開催の日田水電の総会で千原藤一郎が取締役に当選したことがわかる。

「謹啓本日三日本会社総会ニ於テ取締役選挙致候処投票多数ニ依り貴殿取締役御当選ニ候間御通知申上候、就テハ御承知書御差出被下度此段御貴意候、敬具

明治三十三年六月八日

日田水電株式会社創立事務所(印)

千原藤一郎殿

なお、日田水電の役員構成の変遷については、「表1―30日田水電の役員構成」を参照されたい(前掲『九州地方電気事業史』四六頁)。

(19) 「明治三二―三三年日田水電株式会社関係書類」(千原家一三六六四)。

(20) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年)一九〇頁。

(21) 「明治以降、日田水電拡張工費概算」、三井鉱山合名会社芝浦製作所工学士岸敬二郎「日田水電拡張工事設計概略」(千原家一二〇一六)。

(22) 久留米市役所編『久留米市誌』下編(一九三二年)参照。

その後、取締役社長に星野源三郎、取締役に国武喜次郎、本村庄平らが就任することになる(久留米市役所編『久留米市誌』中編二六四―二六五頁)。

(24) 久留米市役所編『久留米市誌』中編(一九三三年)二六四―二六六頁。

「表2―54久留米電灯の需要」によれば、一九〇七年の需要家数七六七戸、電灯数三〇〇一灯とある(九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』一三四頁)。

(25) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年) 一三四頁。

(26) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年) 一三五—一三六頁。

(27) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年) 一〇八一—一〇九頁。

(28) 「明治四四年二月、九州水力電気株式会社創立ニ関スル上申書」は、次の通りである。

一 九州水力電気株式会社創立ニ関スル上申書

謹ンテ茲ニ九州水力電気株式会社ノ件ニ関シ日田郡民ノ為メニ閣下ノ御一顧ヲ得度上申書ヲ呈シテ聊カ卑見ヲ開陳致シ候、同会社設立ノ計画ハ漸次其歩ヲ進メ其設計モ既ニ決定シタル趣ニ聞及ヒ候、此拳固ヨリ文明ノ事業ニシテ我等ノ尤モ歓迎スヘキ所ナルヘキモ翻テ本郡ノ状況ヲ沈思シ熟慮スレハ真ニ憂慮ニ堪ヘサルモノ不尠儀ト存シ候、閣下ノ熟知セラルル如ク日田郡ハ耕地僅少ニシテ其大部分ハ山岳ノ蔽フ所ニ候、從テ古來郡内殖林ノ事業盛ンニ行ハレ材木ノ輸出ハ実ニ日田郡經濟ノ大動脈ニ有之候、殊ニ近時ハ學理ヲ応用シ実験ヲ斟酌シ日夜其經營ニ精勵シタル結果著シク斯業ノ發展ヲ來シ今ヤ近キ將來ニ於テ大分県産物ノ大宗ヲ為スヘキハ現在ノ殖樹面積ニ徴スルモヨク之ヲ証セラレ候、而シテ此ノ如キ發展ヲ來シタル所以ノモノハ單ニ山岳地方タルノ故ノミニアラス、實ニ天与ノ運輸機関タル三隈川ノ坦々タル大道ノ如ク日田玖珠ノ諸水ヲ集メテ遠ク有明ノ海ニ朝シ以テ北スヘク南スヘク易々トシテ西ノ方清韓地方ニ達スル至利至便ナル材木運輸機関アルカ為メニ外ナラス候、然ルニ九州水力電気株式会社ノ創立目論見書ニ示スカ如ク本郡夜明村字関ニ於テ水平面上三十五尺ノ堰堤ヲ築キ河川ヲ横断セラルルカ如キコトアランカ、天与ノ運輸機関ハ茲ニ全ク杜絶セラレ林業上一大頓挫ヲ來シ郡ハ殆ント其生産ノ生命ヲ失フノ悲境ニ陥ルモノト被存候、文明ノ事業固ヨリ以テ歓迎セサルヘカラスト雖トモ我日田

郡民ハソレカ為メニ理由ナク其材木ノ運搬道ヲ断タレ或ハ之レカ利用ヲ阻害セラレサルヘカラサル義務ナキハ縷々言明致候迄モナク閣下ノ首肯セラルル所ト存候、会社固ヨリ相当ノ設備ヲ為シ其利用ヲ杜絶スルカ如キ愚ヲ為スモノニアラサル可シト雖トモ昔日ト同一程度ノ利用ヲ為ス能ハサルハ堰堤ヲ設クルノ一事既ニ之ヲ証明スル所ニ有之少クトモ郡民カ大ナル不便ヲ感スル次第第二御座候、而シテ其不便ニ対スル運搬賃ノ昇騰ハ免ル可カラサルコトト存候、既チ日田玖珠郡民ハ会社設立ノ為メニ運賃昇騰ノ程度ニ於テ其所有林地ノ価格ハ低減セラレタルト同一ノ結果ヲ甘受セサルヘカサル境遇ニ立ツモノニ有之候、方今聖明ノ世所有權ノ不可侵ハ憲法ノ確保スル所ニシテ国家ト雖トモ之ヲ侵害スル能ハス、況ンヤ一会社ニ於テヲヤ而モ会社ハ其計画ニ際シ一言ノ郡民ニ計ルナク其被ルヘキ直接ノ損害ニ対シ何等ノ考慮ヲ払ハサルモノノ如クニ候、是レ實ニ咄々怪事ト云フヘク到底郡民ノ忍フ能ハサル所ニ御座候、加フルニ三隈川ハ治水上ノ指定河川ノ一部ニシテ其洪水ノ慘害ハ真ニ言語ニ絶シ、年々夏季ノ増水ニ際シテ沿岸ノ堤防ヲ破壊シ耕地ヲ損亡シ家屋ヲ浸流セシコトハ一々枚挙ニ遑アラス其汎濫ノ激甚ナル到底平水時ノヨク想像シ得ル処ニ無之候、而シテ会社カ堰堤ヲ設ケントスル夜明村字関附近ハ川床ノ勾配緩カナルカ故ニ会社ノ設計ニアルカ如キ高サ三十有余尺ノ堰堤ヲ設ケンカ、平水時ニ於テモ遠サ一里ノ上流モ水ノ湛ヘヲ來スヘク、且ツ兩岸ハ何レモ山嘴相接シ地勢頗ル狹隘河水ヲ排吐スルノ途ナク年々夏季ノ洪水ニ際シ県道ノ通行ヲ杜絶スルハ勿論其上流沿岸タル各町村ニ及ホス損害ハ今ヨリ到底想像ノ及ハサル所ニ候、会社固ヨリ是等ノ設備ニ就キテハ學理上技術上ノ考慮ヲ経タルモノナルヘシト雖トモ果シテ其實際ニ適スルヤ否ヤ頗ル郡民ノ危惧スル所ニ有之候、殊ニ会社ハ利益ヲノミ目的トス、故ニ公益ヲ目的トスル治水設備及其利用ニ対シテ果シテ能ク其私益ヲ犠牲トスヘキヤ、是小職等カ郡民ノ為ニ憂慮措ク能ハサル処ニ御座候、且ツ聞クカ如キ設計ナランニハ我郡ノ名

産ニシテ同時ニ天下ニ噂炙セル香魚ノ魚道ヲ杜絶スルモノト存候、尤モ魚梯ヲ設クルノ途ハ有之ヘクモ元來魚梯ハ自然ニ魚道ヲ杜絶セル懸崖又ハ激流ニ対シ設置スルモノニ有之自ラ魚道ヲ閉塞シナカラ魚梯ヲ設ケテ閉塞セサルト同一ノ結果ヲ見ルヘシト云フハ迂愚ノ見ニシテ人為ノ道カ自然ノ道ニ対シ劣ルモノアルハ明白ナル所、会社ハ如斯弥縫的方法ヲ設ケ一時ヲ糊塗スルノ口実ト為スニ過キサルモノト存候、要スルニ会社ハ郡ノ利害ニ対シ何等ノ考慮ヲ加フルコトナク郡民ノ利益ヲ尊重セス、傲然トシテ自己ノ獲得セル水利權ノ下ニ隠レントスルモノニ候、小職等ハ敢テ文明事業ヲ阻害シ会社ノ成立ヲ否認スルモノニ非スト雖トモ郡民カ為メニ被ムル所ノ不便不利ヲ除クコトヲ求ムルハ至当ノ事ト相信シ、茲ニ愚衷ヲ陳シ県民保護ノ任ニ当ラセラルル閣下ノ御賢察ヲ乞ヒ相当ノ御援助ヲ賜ハラシコトヲ懇願スル所以ニ御座候、敢テ尊嚴ヲ冒流シ意見上申仕候也

明治四十四年二月日

日田郡

西有田村長 中島 竹蔵
 東有田村長 長尾 主一郎
 三花 村長 財津 永義
 小野 村長 野田 雲平
 大鶴 村長 一ノ宮広太
 夜明 村長 森山 安士
 光岡 村長 長野 直恕
 朝日 村長 田島 永通
 日田 町長 広瀬 貞文
 三芳 村長 古後 一之助
 馬原 村長 高倉 勘次郎
 五和 村長 後藤 龍蔵

高瀬 村長 武内 瀧次郎
 前津江村長 時枝 信一
 中津江村長 合谷 三郎
 上津江村長 井上 守
 大山 村長 高村 子一郎
 中川 村長 吉松 安深
 五馬 村長 長谷部虎男

大分県知事千葉貞幹殿

〔明治四十四年二月九州水力電気株式会社創立ニ関スル上申書〕(千原家一四二二二)。

(29) 九州電力株式会社編『九州地方電気事業史』(二〇〇七年) 一〇八一—一〇九頁。

(30) 千原藤一郎は日田水電株式会社の取締役となる(前掲「明治三二—三三三年日田水電株式会社関係書類」(千原家一三六六四)。もつとも、千原藤一郎が実際にどれだけ出資したかについては、史料がない。

(31) 「久留米電力使用収支予算」(前掲「三井鉱山合名会社芝浦製作所工学士岸敬二郎日田水電拡張工事設計概略」)。

付記

千原文書は九州大学附属図書館付設記録資料館に所蔵されている。

謝辞

本稿の作成にあたり、査読を賜った三輪宗弘(九州大学教授)氏に感謝の意を表します。